

## 札幌医科大学授業料減免基準

平成 19年 4月 1日

(目的)

第1条 この基準は、北海道公立大学法人札幌医科大学諸料金規則（平成19年規程第48号）第6条に基づき、授業料の減免の取扱について、北海道公立大学法人札幌医科大学諸料金取扱要領（平成 19年 4月 1日制定。以下「要領」という。）に定めるほか、減免の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(減免基準)

第2条 要領第2条に規定する「真にやむを得ない理由により学費の支弁が困難な事情にある札幌医科大学学生」とは、次の基準に該当するものとする。

(1) 家計点が独立行政法人日本学生支援機構の定める収入基準額表のうち、第一種奨学金の基準額（以下「基準額」という。）以下であること。

家計点とは、本人の属する世帯構成員の1年間のそれぞれの所得金額（第4条により算定した金額）の合計金額から、独立行政法人日本学生支援機構の定める特別控除額を基本とした別表「授業料減免基準の特別控除項目及び特別控除金額」により控除して得た金額（以下「認定所得金額」という。）から求めるものをいう。

(2) 生活水準点が、3.0以下であること。生活水準点とは、生活保護法の保護基準（1級地）に基づき、年間保護費を算出し、総所得を年間保護費で除したものをいう。ただし、地震や風水害等により被災した場合は、生活水準点を算出する際に、総所得から被災額を控除することができるものとする。

(3) 家計点及び生活水準点は、小数第2位（3位以下切り捨て。）まで求める。

2 減免の対象となる期間は次のとおりとする。

(1) それぞれの者の修業年限又は標準修業年限以内とする。

(2) 学部学生にあつては、原級に留まった場合、当該期間は対象とせず期間に算入しない。

(3) 前第1号及び第3号において、地震や風水害等により被災した場合はこの限りでない。

(世帯人員の認定)

第3条 世帯人員は、次により認定する。

(1) 本人の属する世帯とは、同居・別居を問わず本人と生計を一にする家族の世帯をいう。

(2) 同一の住居に居住している家族（家事使用人を除く。）は、原則として同一世帯人員とする。

(所得金額の算定方法)

第4条 給与所得に係わる所得金額は提出時の前年1年間（1月～12月）分として、市（区）町村長が発行する所得証明書の収入金額を基礎とする。ただし、同一人で複数の給与所得がある時は収入金額を合算したものを所得金額とする。

2 給与所得以外の所得（山林所得・譲渡所得のような臨時的な所得を含む。）に係る所得金額は、提出時の前年1年間（1～12月）分として、市（区）町村長が発行する所得証明書の所得金額に対して農林業所得の場合は100分の150、その他の所得の場合は100分の120を乗じた額を所得金額とする。

3 所得証明書により難しい時は、これに代わるものとして源泉徴収票、確定申告書、支払報告書等による金額とする。

4 給付を受けている奨学金及びこれに類する資金は、給付を受けている者の所得とみなし、その全額を認定所得金額とする。

5 前年に収入のあった者が提出時現在死亡又は転出した場合（同一世帯人員から除かれた場合。）は、その者の死亡又は転出前の所得はないものとみなす。ただし、営業所得のように名義変更のいかんを問わず、その世帯としての収入が引き続きある時はこの限りでない。

- 6 前年の中途又は新たに就職・転職（開業・転業を含む。）した場合は、提出時現在の月収及び賞与等を考慮のうえ、年間所得金額を推算する。
- 7 提出時現在失業している場合は、前年に収入があっても失業前の職業による所得はないものとみなす。ただし、季節労働者のように半年間労働し、残りの半年間を雇用保険の給付によって生計を営む者にあつてはこの限りでない。
- 8 既婚学生については、学生の父母等の世帯や独立世帯などの実態に合わせて算出する。
- 9 次のいずれにも該当する者は、その学生は独立世帯と認定する。

- (1) 所得税法上、父母等の扶養親族でない者

- (2) 父母等と別居している者

- (3) 本人（配偶者があるときは、配偶者を含む。）に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

（免除、2分の1減額又は3分の1減額の決定方法）

第5条 2分の1減額、3分の1減額又は免除は、前期、後期の各期において、授業料減免総額のおおむね50パーセントとする。

- 2 免除は減額総額のおおむね50パーセントとし、2分の1減額及び3分の1減額は、それぞれ減額総額のおおむね25パーセントとする。

- 3 免除、2分の1減額又は3分の1減額の決定に当たっては、原則として家計点及び生活水準点を勘案し、この値の低い者から順次免除を、次に2分の1減額、次に3分の1減額を決定する。

- 4 生活保護世帯及びそれと同等以下の収入の場合は免除とする。

- 5 次に該当する場合は、減免の対象としないことができるものとする。

- (1) 原級に留まった場合。

- (2) 授業料の滞納がある場合。

（減免の対象外とする事項）

第6条 次の各号の一に該当する者には、減免を行わないものとする。

- (1) 懲戒処分を受けた者。

- (2) 学生委員会において減免することが適当でないと認めた者。

（学生委員会への委任）

第7条 この基準に定めるもののほか授業料の減免の取扱に必要な事項は学生委員会において協議のうえ決定する。

附 則

この基準は平成 21年4月1日から施行し、平成 21年度前期分から適用する。

附 則

この基準は平成 23年3月 28日から施行する。

附 則

この基準は平成 24年2月 29日から施行する。

附 則

この基準は平成 25年2月 1日から施行する。

附 則

この基準は平成 26年1月 8日から施行する。

附 則

この基準は平成 26年12月16日から施行する。

附 則

この基準は平成 28年1月22日から施行する。

附 則

この基準は平成 29年2月 1日から施行する。

◇別表 「授業料減免基準の特別控除項目及び特別控除金額」

特別控除項目	控除金額（単位：万円）	
母子・父子世帯	一律 9 9	
障害のある人がいる世帯	1 人につき 9 9	
主に家計を支えている者が別居している世帯	一律 7 1	
長期に療養を要する人のいる世帯（6ヶ月以上療養中の人）	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額	
火災・風水害または盗難などの被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材又は生活費を得るための基本的な生産手段（田・畑・店舗等）に被害があつて、将来長期にわたつて、支出増又は収入減になると認められる年間金額	
多子世帯	子供（就学者、就学前の子。申込者本人を含む。）が2人を超える人数につき、本人にかかる控除額に50万円を加えた額を乗じた額	
配偶者（ただし、無収入の場合のみ）	3 8	
就学前児童1人につき	1 5	
小学生1人につき	3 1	
中学生1人につき	4 6	
高校生1人につき	国公立	自宅通学 39      自宅外通学 69
	私立	自宅通学 88      自宅外通学 118
高等専門学校生1人につき （1～3年次）	国公立	自宅通学 39      自宅外通学 69
	私立	自宅通学 88      自宅外通学 118
高等専門学校生1人につき （4～5年次）	国公立	自宅通学 43      自宅外通学 72
	私立	自宅通学 87      自宅外通学 116
専修学校1人につき （高等課程）	国公立	自宅通学 39      自宅外通学 69
	私立	自宅通学 88      自宅外通学 118
専修学校1人につき （専門課程）	国公立	自宅通学 36      自宅外通学 81
	私立	自宅通学 102      自宅外通学 147
大学・短期大学1人につき （大学院含む）	国公立	自宅通学 74      自宅外通学 121
	私立	自宅通学 133      自宅外通学 180
国公立大学在学中（本人）	自宅通学 23      自宅外通学 70 +授業料年額(535,800円)	
大学院研究費特別控除	5 6	